

平成 28 年 12 月 26 日
横浜市保有資産公募売却等事業予定者選定委員会

中区かもめ町土地公募売却における計画内容の変更に対する意見について

当委員会は、中区かもめ町土地公募売却（二段階一般競争入札）に伴い事業者から横浜市に対して申し出があった計画内容の変更について、当委員会の選定の趣旨等が確保されるよう、次のとおり意見をとりまとめました。

- 1 事務所計画を 1 階建てから 2 階建てに変更するとともに、構造等を強化することについては、海岸に近接する当該地における風水害対策としてのみならず、提案上の地域防災対策の向上に資するものと理解でき、評価されます。
- 2 事務所計画の変更に伴うしゅん工時期の変更についても、合理性があると考えます。
- 3 本件については、今後、次の意見を踏まえ、横浜市と事業者の間で手続きを適切に進めてください。
 - (1) 横浜市は、事業計画変更の承認に当たり、各施設の設置内容、配置計画及びしゅん工時期について確認を行うこと（建物の事務所使用、倉庫スペースの内容、電源スペースの位置、敷地内の車両動線確保等）。

なお、更に近隣土地を追加取得する場合は、規模・事業内容も含め、計画の確認を行うこと。

 - (2) 公有地を取得して事業を実施することを踏まえ、周辺交通等にも配慮して事業化を進めること